

## 電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）の一部を改正する件新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別紙 1</p> <p>第 7 船舶局</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 法第 34 条の義務船舶局等</p> <p>(1) 施行規則第 28 条第 1 項ただし書の規定により法第 33 条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 施行規則第 28 条第 2 項の規定により、当該義務船舶局のある船舶の航行区域に応じて当該船舶を運行するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器（以下「一般通信設備」という。）の範囲は、次のとおりであり、常に通信の相手方となる陸上に開設する無線局（人工衛星の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあつては当該人工衛星局）の通信圏内を航行する場合にのみ認めるものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>(エ) 携帯移動地球局の無線設備</p> <p>A 設備規則第 49 条の 23 第 1 号に規定する無線設備（以下「N－STAR 衛星船舶電話」という。）</p> <p>B 設備規則第 49 条の 23 第 2 号に規定する無線設備（以下「イリジウム衛星携帯電話」という。）</p>	<p>別紙 1</p> <p>第 7 船舶局</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 法第 34 条の義務船舶局等</p> <p>(1) 施行規則第 28 条第 1 項ただし書の規定により法第 33 条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 施行規則第 28 条第 2 項の規定により、当該義務船舶局のある船舶の航行区域に応じて当該船舶を運行するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器（以下「一般通信設備」という。）の範囲は、次のとおりであり、常に通信の相手方となる陸上に開設する無線局（人工衛星の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあつては当該人工衛星局）の通信圏内を航行する場合にのみ認めるものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>(エ) 携帯移動地球局の無線設備</p> <p>A 設備規則第 49 条の 23 第 1 号に規定する無線設備（以下「N－STAR 衛星船舶電話」という。）</p> <p>B 設備規則第 49 条の 23 第 2 号に規定する無線設備（以下「イリジウム衛星携帯電話」という。）</p>

C 設備規則第 49 条の 23 の 2 に規定する無線設備（以下「スラヤ衛星携帯電話」という。）

D 設備規則第 49 条の 24 各項に規定する無線設備（以下「インマルサット携帯移動地球局設備」という。）

(オ) 陸上移動局の無線設備

設備規則第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備であって、基地局との通信が常時可能なもの

(2)～(7) (略)

(8) 空中線系は、次の条件に適合するものであること。

ア 短波帯の無線設備の代替として備える船舶地球局、予備設備として備える船舶地球局、一般通信設備として備える船舶地球局（インマルサット F 型を除く。）及び義務船舶局に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機については、次の条件を満足するものであること。

(ア)～(ウ) (略)

イ 一般通信設備として備える船舶地球局（インマルサット F 型に限る。）については、ブロッキングチャートにおいて、仰角（－）5 度の位置を半径とする円内に、20 度を超えるシャドーセクターが当該空中線から 10m 以内でないこと。

ウ A 3 海域を航行する現存漁船の義務船舶局が備える予備設備の N－S T A R 衛星船舶電話又は一般通信設備として備える N－S T A R 衛星船舶電話については、仰角 20 度の位置を半径と

C インマルサットミニM型

D インマルサット B G A N

(オ) 陸上移動局の無線設備

設備規則第 7 条第 9 項に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局であって、基地局との通信が常時可能なもの

(2)～(7) (略)

(8) 空中線系は、次の条件に適合するものであること。

ア 短波帯の無線設備の代替として備える船舶地球局、予備設備として備える船舶地球局、一般通信設備として備える船舶地球局及び義務船舶局に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、次の条件を満足するものであること。

(ア)～(ウ) (略)

イ A 3 海域を航行する現存漁船の義務船舶局が備える予備設備の N－S T A R 衛星船舶電話又は一般通信設備として備える N－S T A R 衛星船舶電話に使用する空中線は、仰角 20 度の位置

する円内に 2dB を超えるブロッキングによる回線損失がないこと。

エ 一般通信設備として備えるインマルサット携帯移動地球局設備（インマルサットGSPS型を除く。）については、仰角（－）5度の位置を半径とする円内に、20度を超えるシャドーセクターが当該空中線から10m以内でないこと。

オ 一般通信設備として備えるイリジウム衛星携帯電話については、船舶の室内の操作において常時通信が可能なように船体の適当な箇所に空中線を設置すること。ただし、20トン未満の船舶及び船舶の室内の操作により常時通信が可能であると認められる場合は、この限りでない。

カ 一般通信設備として備えるスラヤ衛星携帯電話及びインマルサット携帯移動地球局設備（インマルサットGSPS型に限る。）については、次の条件を満足するものであること。ただし、20トン未満の船舶及び船舶の室内の操作により常時通信が可能であると認められる場合は、この限りでない。

(ア) 船舶の室内の操作において常時通信が可能なように船体の適当な箇所に空中線を設置すること。

(イ) (ア)の空中線は、仰角（－）5度の位置を半径とする円内に、20度を超えるシャドーセクターが当該空中線から10m以内でないこと。

を半径とする円内に 2dB を超えるブロッキングによる回線損失がないこと。

ウ 一般通信設備として備えるインマルサットミニM型については、仰角（－）5度の位置を半径とする円内に、20度を超えるシャドーセクターが当該空中線から10m以内でないこと。

エ 一般通信設備として備えるインマルサットF型については、仰角（－）5度の位置を半径とする円内に、20度を超えるシャドーセクターが当該空中線から10m以内でないこと。

オ 一般通信設備として備えるイリジウム衛星携帯電話については、船舶の室内の操作において常時通信が可能なように船体の適当な箇所に空中線を設置すること。ただし、20トン未満の船舶及び船舶の室内の操作により常時通信が可能であると認められる場合は、この限りでない。